

第 2 1 回健康投資WG 事務局説明資料① (アクションプラン2019の進捗状況について)

令和元年 7 月 1 9 日

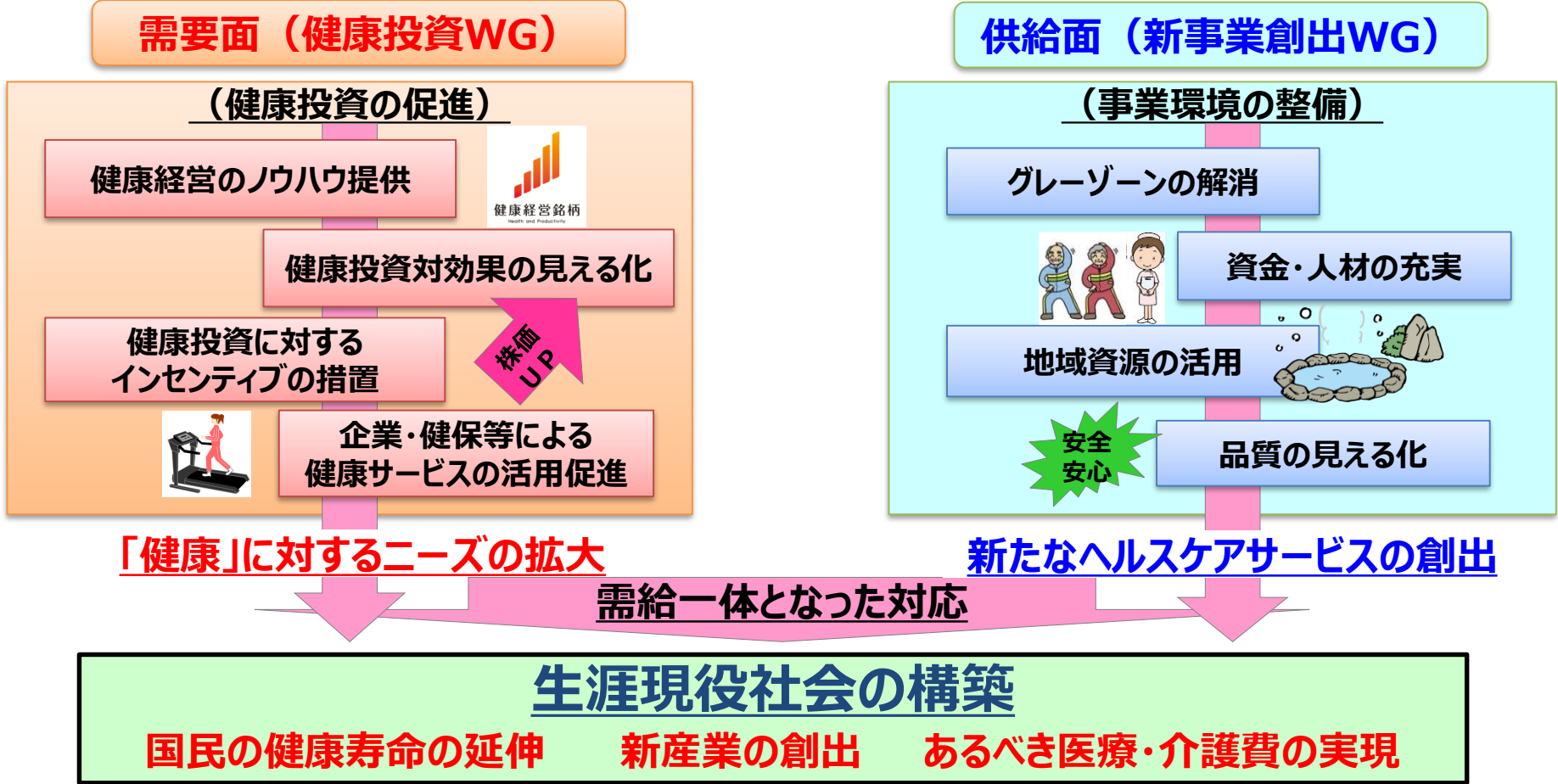
経済産業省 商務・サービスグループ

ヘルスケア産業課

ヘルスケア産業政策の基本理念について

次世代ヘルスケア産業協議会の検討の視点

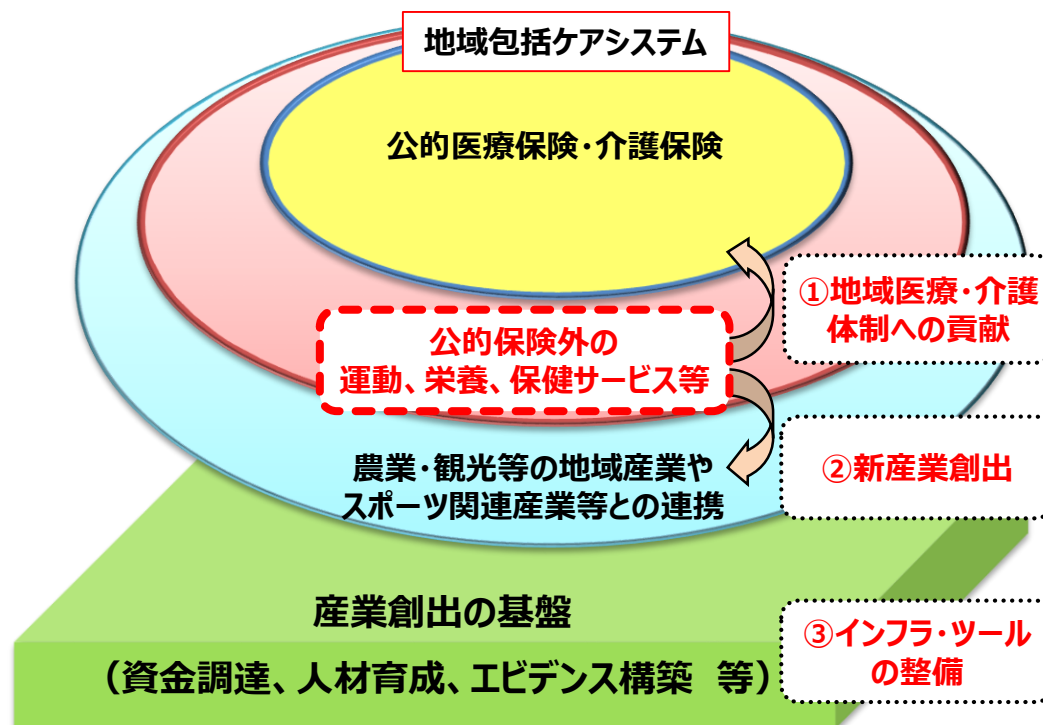
- ヘルスケア分野は、高齢化や健康・医療ニーズの多様化を背景に、公的保険内サービスの充実に加えて、健康増進・生活習慣病予防サービスなどの多様な公的保険外サービスへの期待も高まっている。
- 政府としても、成長戦略の重要な柱の一つとして、市場や雇用の創出が見込まれる分野と位置づけており、具体的な対応策の検討が喫緊の課題。
- 具体的には、需要と供給の好循環を生み出す視点に基づき、(1) 企業・健保等による健康投資の促進、(2) 公的保険外のヘルスケア産業の創出を推進。



次世代ヘルスケア産業の創出に向けたコンセプト

- 公的保険外の予防・健康管理サービスの活用を通じて、生活習慣の改善や受診勧奨等を促すことにより、『国民の健康寿命の延伸』と『新産業の創出』を同時に達成し、『あるべき医療費・介護費の実現』につなげる。
- 具体的には、①生活習慣病等に関して、「重症化した後の治療」から「予防や早期診断・早期治療」に重点化するとともに、②地域包括ケアシステムと連携した事業（介護予防・生活支援等）に取り組む。
- また、地域において人口減少と医療・介護費増大が進む中、①高齢化に伴う地域の多様な健康ニーズの充足、②農業・観光等の地域産業やスポーツ関連産業等との連携による新産業創出、③産業創出に向けた基盤の整備を実施することにより、「経済活性化」と「あるべき医療費・介護費の実現」につなげる。

【地域に根ざしたヘルスケア産業の創出】



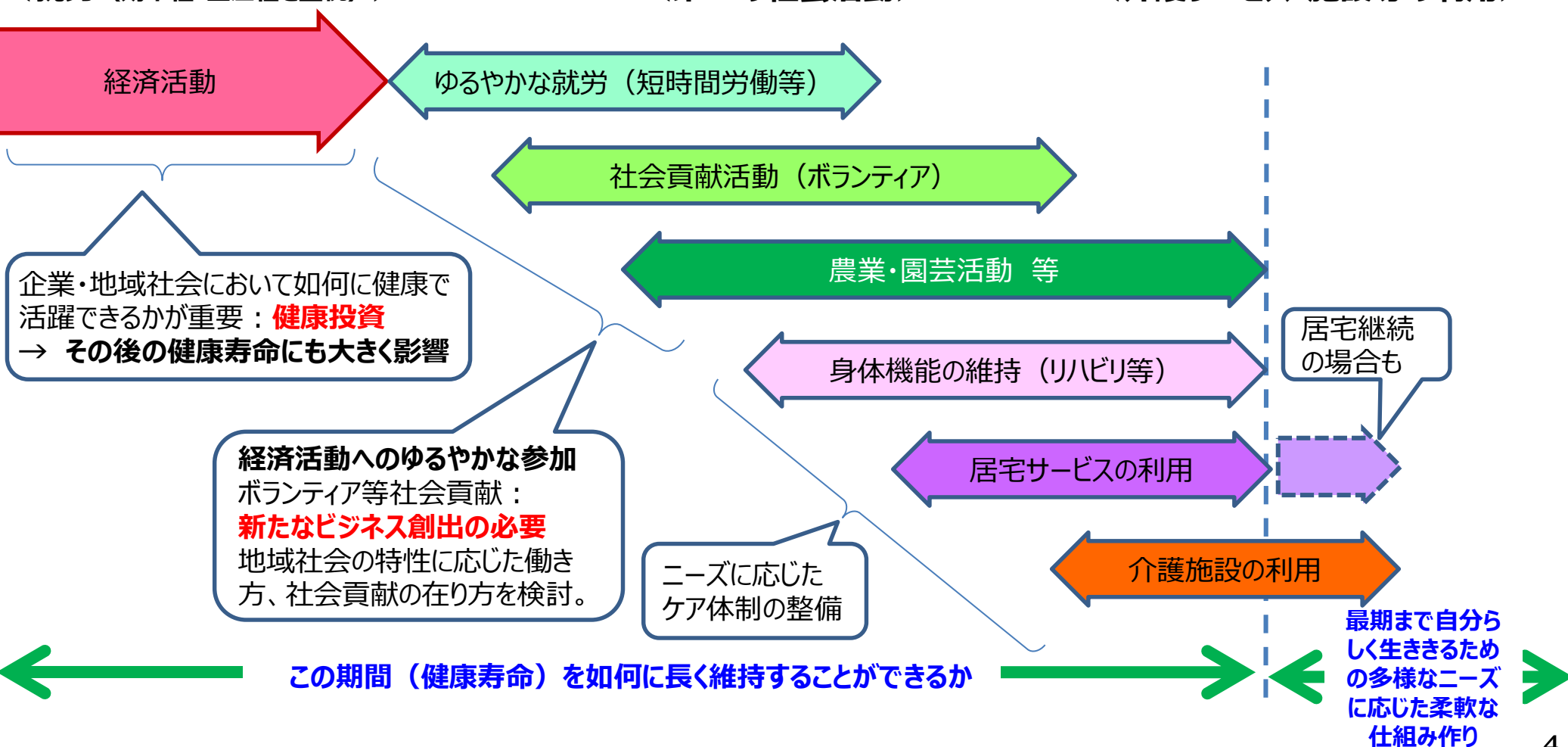
ヘルスケア産業政策の基本理念 ～生涯現役社会の構築～

- 誰もが健康で長生きすることを望めば、社会は必然的に高齢化する。 → 「超高齢社会」は人類の理想。
- 戦後豊かな経済社会が実現し、平均寿命が約50歳から約80歳に伸び、「人生100年時代」も間近。
- 国民の平均寿命の延伸に対応して、「生涯現役」を前提とした経済社会システムの再構築が必要。

＜就労（効率性・生産性を重視）＞

＜第二の社会活動＞

＜介護サービス・施設等の利用＞



次世代ヘルスケア産業協議会の全体像

- 「日本再興戦略」に基づき、平成25年12月に「健康・医療戦略推進本部」の下に設置（事務局：経済産業省）し、内閣官房・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・観光庁・スポーツ庁等の関係省庁連携の下で、ヘルスケア産業の育成等に関する課題と解決策を検討。
- 平成31年4月に第8回を開催し、地域におけるヘルスケア産業の育成や健康経営の推進等に向けた具体策を示した「アクションプラン2019」をとりまとめ、成長戦略等に検討内容を反映。



- 第1回会合
日時・場所：平成25年12月24日 官邸会議室
議題：次世代ヘルスケア産業の創出・育成について
- 第2回会合
日時・場所：平成26年6月5日 官邸会議室
議題：次世代ヘルスケア産業協議会中間とりまとめについて
- 第3回会合
日時・場所：平成26年11月26日 中央合同庁舎会議室
議題：中間とりまとめ以降の進捗と今後の取組方針について
- 第4回会合
日時・場所：平成27年5月18日 中央合同庁舎会議室
議題：アクションプラン2015のとりまとめ
- 第5回会合
日時・場所：平成28年4月22日 中央合同庁舎会議室
議題：アクションプラン2016のとりまとめ
- 第6回会合
日時・場所：平成29年4月28日 中央合同庁舎会議室
議題：アクションプラン2017のとりまとめ
- 第7回会合
日時・場所：平成30年4月18日 中央合同庁舎会議室
議題：アクションプラン2018のとりまとめ
- 第8回会合
日時・場所：平成31年4月12日 中央合同庁舎会議室
議題：アクションプラン2019のとりまとめ

次世代ヘルスケア産業協議会「アクションプラン2019」の全体像

ヘルスケア産業政策の基本理念

誰もが人生を最期まで幸せに生きることができる「生涯現役社会」を構築するため、これに貢献するヘルスケア産業を育成し、国民生活の向上につなげる。

生涯現役社会に向けた施策検討

- 予防に関する取組を進めた場合の将来の経済・社会へのインパクト分析を踏まえた「予防・進行抑制・共生型の健康・医療システム」の整備に向けた政策の方向性を検討
- 「人と先端技術が共生し、一人ひとりの生き方を共に支える次世代ケア」の実現に向け、地域実証の他、テーマごとの研究班立ち上げや、中長期の研究開発等の検討及び技術インテリジェンス機能のあり方を検討
- 公的医療・介護保険を支えるヘルスケア産業（公的保険外サービスの産業群）の実態把握及び健全かつ適切な将来像のあり方について検討

身体の壁

環境整備等

- 【健康経営の裾野の拡大に向けた環境整備】
- 健康経営に取り組む企業等に対するインセンティブや企業業績等と健康経営の関係性などに関する分析・研究結果の紹介等の掲示、企業における「健康投資額」の見える化の検討
- 【健康経営の質の向上に資する施策の展開】
- 「健康経営度調査」の項目や「健康経営銘柄」及び「健康経営優良法人」の選定・認定項目の見直し
 - ヘルスケアビジネスコンテストや地域版協議会等の関連施策による新たなサービスの育成等を活用した健康投資の活性化に向けたヘルスケアサービスの活用促進
 - 健康経営施策における健康スコアリングの位置づけを検討し、事業主と保険者のコラボヘルスが更に促進できる環境を整備

（健康経営の推進）

大企業

- 【健康経営銘柄の継続的実施と基準等の見直し等】
- 「健康経営度調査」を活用し企業実績等と健康経営の関係性を分析
 - 健康経営を実践する企業が資本市場から評価される機運の醸成
- 【日本健康会議等との連携による裾野の拡大】
- 健康経営を実践する企業の見える化のため「500社公表」を継続

中小企業

- 【顕彰制度を中心とした中小企業等への展開】
- 中小企業等に対する認知度調査の継続実施、地域が推進する健康経営施策への連携・支援

事業者の育成

- 【企業・保険者と民間サービスのマッチング】
- 日本健康会議と連携し、データヘルス見本市等を実施
- 【複数の保険者が共同で実施する保健事業の推進】
- 保険者機能の集約化による保健事業の再編を促すための共同実施モデルの整備
- 【職域における運動習慣の構築】
- 通勤時間等を活用した運動・スポーツ習慣づくりの推進

フィン

- 【保険者への健康増進等を促進するインセンティブ制度の実施】
- 保険者種別の特性に応じた新たなインセンティブ制度を着実に推進
 - 国保保険者努力支援制度を着実に実施

価値観の壁（健康情報活用による行動変容等）

健康情報

- 【個人の行動変容を促す仕組みづくり】
- 健康経営等に資する効果的な行動変容サービスの開発・普及を図るべく、研究開発事業を通じたエビデンスの構築等を推進
- 【Personal Health Recordサービスの普及展開】
- 疾病・介護予防や生活習慣病の重症化予防に資するPHRサービスの普及展開に向けた調査の実施

- 【自治体等における予防等サービスの活用環境整備】
- 自治体等が健康予防事業等を行う際の手段として、ヘルスケア分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の導入を更に推進

選択肢の壁（新産業の創出・利活用の促進）

事業支援

- 【生涯現役社会の構築に向け重点的に取り組むべき分野の環境整備】
- 生活習慣病やフレイル、認知症等の一次・二次・三次予防に係る取組を他職種連携で切れ目なく進めるために、一次予防に着目した環境づくりや地域版協議会を活用した地域におけるヘルスケア事業の促進
 - 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に基づいた業界自主ガイドライン策定支援、認知症に関する製品・サービスの効果検証を進めるとともに社会実装を図るための官民連携の促進

事業環境整備

- 【ヘルスケア産業創出に向けた事業環境整備】
- 地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンスを通じた地域版協議会の機能が発揮できる環境の整備
 - ヘルスケア・イノベーションハブの設置、ヘルスケアビジネスコンテスト、国際的なビジネスマッチングイベントの開催
 - 地域と職域の連携を促進するとともに、地域資源を活用した自然に健康になれる環境整備を推進

健康地域資源×

- 【食・農×健康】
- 健康情報・食習慣等のデータ集積と健康産業創出
 - 地域食品事業者と連携した食関連ヘルスケアの推進
- 【観光×健康】
- 地域関係者が連携したヘルスツーリズムの創出・活用促進
 - 他職種連携による温泉地を活用した取組の推進

- 【スポーツ×健康】
- 職域における運動習慣の構築やスポーツ文化ツーリズム等の推進
- 【コンパクトなまちづくりの推進】
- 高齢者の外出機会の増加、市民の歩行量の増加による健康増進等の観点から、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの推進

情報の壁（サービスや品質の見える化）

情報提供

- 【地域高齢者の多様なニーズを満たす保険外サービスの普及・促進】
- 公的保険内外のサービスの組み合わせに関する取扱いの周知や、全国の保険外サービスの好事例の収集・周知を実施

- 【ヘルスケアサービスの社会実装に要する支援策の提供】
- ヘルスケアサービスの社会実装に必要な支援策等の情報を集約と周知
- 【地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンスによる情報提供】
- 経済産業省をはじめとした関係省庁の施策に関する情報発信の推進

成長戦略実行計画

- アクションプラン2019で定めた方針に従い、令和元年6月21日に閣議決定された「成長戦略実行計画」においても健康経営や健康投資の促進に向けて方針を定めている。

令和元年6月21日閣議決定
「成長戦略実行計画」抜粋

3. 疾病・介護の予防

(2) 対応の方向性

人生100年時代の安心の基盤は「健康」である。医療・介護については、全世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていく必要がある。

予防・健康づくりには、①個人の健康を改善することで、個人のQOLを向上し、将来不安を解消する、②健康寿命を延ばし、健康に働く方を増やすことで、社会保障の「担い手」を増やす、③高齢者が重要な地域社会の基盤を支え、健康格差の拡大を防止する、といった多面的な意義が存在している。これらに加え、生活習慣の改善・早期予防や介護・認知症の予防を通じて、生活習慣病関連の医療需要や伸びゆく介護需要への効果が得られることも期待される。こうしたことにより、社会保障制度の持続可能性にもつながり得るという側面もある。

予防・健康づくりは、健康に無関心な層を含め、全ての世代や地域の住民を対象に進めることが必要であり、このためには、個人の努力に加えて、個人を支える企業、保険者、地方公共団体等の役割が重要である。近年、働き方の多様化や、単身世帯の増加等による家族構成の変化が進んでおり、特に、地域や職域における保険者の予防健康事業が重要である。予防・健康づくりを進めるためには、保険者に対して、これを行う大胆なインセンティブ措置を講ずることができるかどうか肝になる。そして、対象事業の成否の評価については、エビデンスに基づく評価を行うようにすべきである。

予防・健康づくりは、①病気や要介護になることを防ぐ1次予防・健康増進、②病気になった後の早期治療や重症化予防等の2次予防といった段階があり、その特性や効果に応じた取組を促進する。

① 疾病予防の促進について

疾病予防は、地域や職域の保険者の役割が重要であり、保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る。

(保険者努力支援制度(国民健康保険))

保険者努力支援制度は、保険者(都道府県と市町村)の予防・健康づくり等への取組状況について評価を加え、保険者に交付金を交付する仕組みである。

先進自治体のモデルの横展開を進めるために保険者の予防・健康インセンティブを高めることが必要であり、公的保険制度における疾病予防の位置付けを高めるため、保険者努力支援制度の抜本的強化を図る。同時に、疾病予防に資する取組を評価し、(a)生活習慣病の重症化予防や個人へのインセンティブ付与、歯科健診やがん検診等の受診率の向上等については、配点割合を高める、(b)予防・健康づくりの成果に応じて配点割合を高め、優れた民間サービス等の導入を促進する、といった形で配分基準のメリハリを強化する。

(後期高齢者支援金の加減算制度(企業健保組合))

後期高齢者支援金の加減算制度は、企業健保組合など現役世代の医療保険が後期高齢者医療制度に対して負担・拠出する後期高齢者支援金について、当該企業健保組合の予防・健康づくり等への取組状況について評価を加え、加算(ペナルティ)又は減算(インセンティブ)を行う仕組みである。後期高齢者支援金の加減算の幅を2017年度の0.23%から2020年度に両側に最大10%まで引き上げることで、保険者(企業健保組合)の予防・健康インセンティブを強化する。

② 介護予防の促進について

介護予防も、保険者(市町村)や当該地域の都道府県の役割が重要であり、保険者と都道府県の予防・健康インセンティブの強化を図る。

(介護インセンティブ交付金(保険者機能強化推進交付金))

介護インセンティブ交付金は、保険者や都道府県の介護予防等への取組状況について評価を加え、保険者や都道府県に交付金を交付する仕組みである。

先進自治体の介護予防モデルの横展開を進めるために保険者と都道府県のインセンティブを高めることが必要であり、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、介護インセンティブ交付金の抜本的強化を図る。同時に、介護予防等に資する取組を評価し、(a)介護予防について、運動など高齢者の心身の活性化につながる民間サービスも活用し、地域の高齢者が集まり交流する通いの場の拡大・充実、ポイントの活用といった点について、(b)高齢者就労・活躍促進について、高齢者の介護助手への参加人数、ボランティアや介護助手へのポイント付与といった点について、交付金の配分基準のメリハリを強化する。

③ エビデンスに基づく政策の促進

上記①や②の改革を進め、疾病・介護予防に資する取組を促進するに当たっては、エビデンスに基づく評価を取組に反映していくことが重要である。このため、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う。

その際、統計学的な正確性を確保するため、国が実証事業の対象分野・実証手法等の基本的な方向性を定めるとともに、その結果を踏まえ、保険者等に対して適切な予防健康事業の実施を促進する。

④ ナッジ理論の活用による個人の行動変容促進

健診等の結果や案内の通知が個人の行動変容につながり、受診率向上が図られるよう、ナッジ理論も活用しつつ、健診データを分かりやすく本人へ提供するため、全体・平均値との比較や将来予測などの情報の充実を図る。

⑤ 民間予防・健康サービスの促進について

総合的な社会保障改革を進める中で、予防健康事業においてウェアラブル機器やデータ等を活用した優れた民間サービスの活用を進め、(a)個人の健康改善、(b)担い手の増加、(c)成長産業の育成、等に伴う経済社会の活性化を同時に実現する三方よしの明るい改革を進める。

(企業の健康経営・健康投資の促進)

企業健保組合の予防・健康づくりの取組を見える化する健康スコアリングレポートにより、企業健保組合と企業との協力を促進する。企業の健康投資額の見える化により、企業の健康経営が資本市場から適切に評価されるようにする。

(ヘルスケアサービスの品質向上)

ヘルスケアサービスの品質向上に向けたガイドラインを策定する。また、ヘルスケアデータの標準化を進める。

アクションプラン2019を踏まえた取組

①資本市場の活性化及び健康投資の見える化

健康投資管理会計ガイドラインの概要、目的①

- 健康投資管理会計ガイドラインを作成する目的は以下のとおり。
 - ① 自社内で健康経営の投資対効果を分析、評価するため（全ての企業等が対象）
 - ② 適切な情報開示方法の環境整備を行うことで健康経営が資本市場に評価されるようにするため（主に上場企業が対象）
- ガイドラインは企業に義務として課すものではなく、あくまで企業が自主的に取り組むもの。なお、投資が多ければ多いほど良いというような見え方にならないよう留意が必要。
- 今年度については健康経営度調査のアンケート項目において健康投資額についての設問等を充実させ、当該結果も踏まえつつ9月から委員会を立ち上げてガイドラインに反映させていく。

企業等における健康管理会計ガイドラインを用いたプロセス（イメージ）

健康経営の実践

- ・ 健康経営を実践して達成したい目標(KPI)の設定
- ・ 健康経営施策の実施（＝健康投資）



健康投資額の把握

健康管理会計ガイドラインに基づき健康投資額を把握



取組の評価

- ・ KPIの達成状況を把握
- ・ 健康投資額と照らし投資対効果を分析



改善・対話

健康経営施策の改善

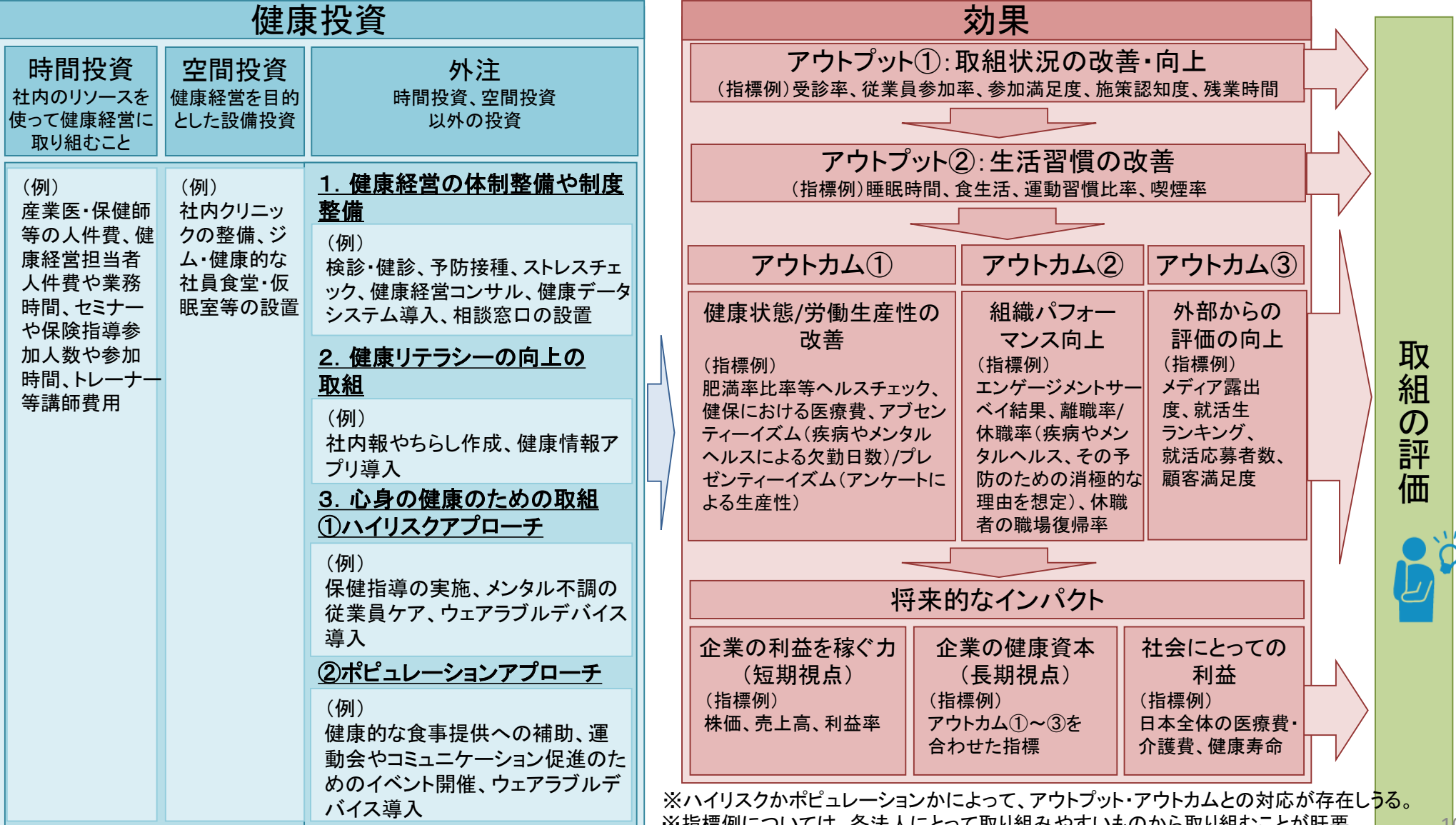


投資対効果の結果を踏まえ情報開示や投資家等と対話



健康投資管理会計ガイドラインの概要、目的②

- 健康投資の現状を把握するための健康経営度調査におけるアンケート項目を設定するうえで、投資対効果の考え方の暫定案として、以下の枠組みを設定。引き続き9月以降議論していく。



【参考】企業における健康投資（外注）の具体例

- 企業による健康投資は、健康経営コンサルの契約、従業員へのウェアラブル端末や健康アプリの支給等が含まれる。

1. 健康経営の体制整備や制度整備

全体戦略・管理

健康コンサル

企業A 一人当たり600円～1200円



エンゲージメントサーベイ

企業B
一人当たり300円～



オンライン医療相談

企業C オンライン産業医サービス
月額2万円～

診断・検診関係

法定外検診

がん検診 等

産業医 （外部委託）

一人当たり3000円以上

人間ドック

人間ドック
40,000円



メンタルヘルス 分析・介入

企業H 一人当たり約700円～

病気からの復職支援

企業H 一人当たり約700円～

（※）企業Hは複数のサービスを約700円～実施。

健康的な生活奨励

健康セミナー

企業G
1回15万円～



ジム

企業D（法人会員）
入会金150万円、年間費60万円
※会社としてジム奨励する場合無料



ウェアラブル

企業E
11,980円



集中状態を把握する
眼鏡型ウェアラブルデバイス
企業F
27,300円/個



2. 健康リテラシーの
向上の取組

3. 心身の健康のための取組

「SDGs経営／ESG投資研究会報告書」における言及

- 経済産業省では、昨年11月「SDGs経営／ESG投資研究会」を立ち上げ、大企業・ベンチャー企業のCEO、投資家、大学の長を委員とし、国際機関の長らの参加も得ながら、議論を実施。
- 国内外のSDGs経営の成功事例に焦点を当てつつ、いかにして企業がSDGsを経営に取り込んでいくか、また、投資家はどのような視座でそれを評価するのかなどについて、議論を深め、本年6月に「SDGs経営／ESG投資研究会報告書」を取りまとめた。
- 当該報告書における「政策提言」において、課題の一つである「長期視点の企業経営の推進」として、「人材投資、健康経営・ダイバーシティ経営の推進」を取り上げている。
- 引き続き、健康経営をESGに係る取組の一つとして位置づけ、国内外の投資家向けに発信していくと同時に、健康経営度調査結果等、日本国内のデータを産官学で分析していく。

2.2. 人材投資、健康経営・ダイバーシティ経営の推進

研究開発等の知的資本投資や人材投資、環境や社会的資本に対する投資等、無形資産投資が企業の価値創造において重要性を増す中で、日本企業のGDPに占める無形資産投資の比率は欧米に比べて低い水準にとどまっている。無形資産への投資は、SDGs経営から価値を生み出すための重要な要素であるとともに、人材や企業を取り巻く環境・コミュニティへの投資はそれ自体SDGs達成につながる。

この点、人材については、リカレント教育の見直しや不断のスキルアップの必要性等を踏まえ、企業による人材投資や多様性確保に向けた政策が求められている。「人生100年時代」を見据え、企業の健康経営の一環としての「健康投資」の見える化と投資促進もそのような取組の一つである。

それぞれの無形資産への投資促進に向けた取組を進めつつ、「価値協創ガイダンス」や関連するガイダンス(ダイバーシティ2.0行動ガイドライン等)も活用しながら、統合的に無形資産投資を捉え、SDGs経営の実践につながるよう施策を講じていくことが期待される。



B20の取組：経済のインフラとしての健康

- 2019年3月に開催されたB20 Tokyo Summitの共同声明において、健康経営（Health and Productivity Management）が一つの重要なトピックとして取り上げられた。



*B20 Tokyo Summit
Joint Recommendations
"Society 5.0 for SDGs"*

15 March 2019

**B20 Tokyo Summit Joint Recommendations
"Society 5.0 for SDGs"**

I. Basic Recognition of the World Economy and Our Vision of a Future Society	1
1. The most imminent challenges at a global level	1
2. Realising "Society 5.0 for SDGs"	2
3. B20 Tokyo Summit Principles	3
II. Policy recommendations to realise Society 5.0 for the SDGs	4
1. Digital Transformation for All	4
(1) Develop policy frameworks to utilise data	5
(2) Promote international cooperation in the field of cybersecurity	6
(3) Accelerate digital transformation throughout society	7
(4) Promote AI utilisation with trust	8
(5) Launch real world projects	8
2. Trade and Investment for All	8
(1) Reform the WTO	9
(2) Strengthen international rules	10
(3) Establish comprehensive and high-standard FTAs	11
(4) Promote cross-border investment	11
3. Energy and the Environment for All	13
(1) Realise low emissions in the society on a global scale and in the long-term	13
(2) Establish a Sound Material-Cycle Society	15
(3) Realise a society in harmony with nature	16
4. Quality Infrastructure for All	16
(1) Effective mobilisation of financial resources	17
(2) Take measures to promote the quality infrastructure	17
5. Future of Work for All	18
6. Health and Well-being for All	19
(1) Promote digitalisation	19
(2) Universal Health Coverage	19
(3) Improve pandemic preparedness and response	19
<u>(4) Support business' voluntary initiatives to promote health and productivity management</u>	<u>20</u>
(5) Ensure healthy lives and promote well-being in the era of aging populations	20
7. Integrity for All	21
III. Businesses for All	22
1. "B20 Business Voluntary Action Plan"	22
2. Enhance communication with relevant stakeholders as appropriate	23
IV. Conclusion	23

(4) Support business' voluntary initiatives to promote health and productivity management

Improving employees' health and vitality can enhance not only corporate performance and value in capital markets but also extend healthy life expectancy in ageing societies and promote social inclusion. The G20 is expected to support businesses' voluntary initiatives to promote health and productivity management.

健康経営をテーマにしたG20保健大臣会合関連イベントの開催

- 2019年7月1日～2日に開催されるG20保健大臣会合ワーキンググループの前日（6月30日）に健康経営に関する民間主催のイベントとして、“G20 Officials and Industry Round Table on Health and Productivity Management and Value Based Healthcare”を開催（健康経営研究会及びGlobal Health and Human Resources Knowledge Partnershipが主催）。
- G20の政府関係者を招き、健康経営を始めとした予防や健康の分野における重要性を日本から発信し、意見交換等を行った。

	イベント概要
日時	2019年6月30日（日）16:00～19:00
場所	大手町 3×3 lab future
主催	健康経営研究会及びGlobal Health and Human Resources Knowledge Partnership
後援	経済産業省、厚生労働省、経団連、B20Japan、Global Business Coalition、米国商工会議所、在日米国商工会議所
アジェンダ	● 健康経営の取組、健康経営の資本市場における評価等 ● value-based healthcare
参加者	・ 民間企業参加者：健康経営研究会の会員企業や製薬企業や生命保険会社をはじめとした各国の民間企業や業界団体など ・ アカデミア参加者：ハーバード大学公衆衛生大学院教授など ・ 海外政府関係者：アメリカ、ドイツ、オーストラリア、サウジアラビア、中国、ブラジル、カナダ、シンガポール ※G20のofficialにG20メーリングリストを通じて声かけを実施 ・ 日本政府：経済産業省・厚生労働省



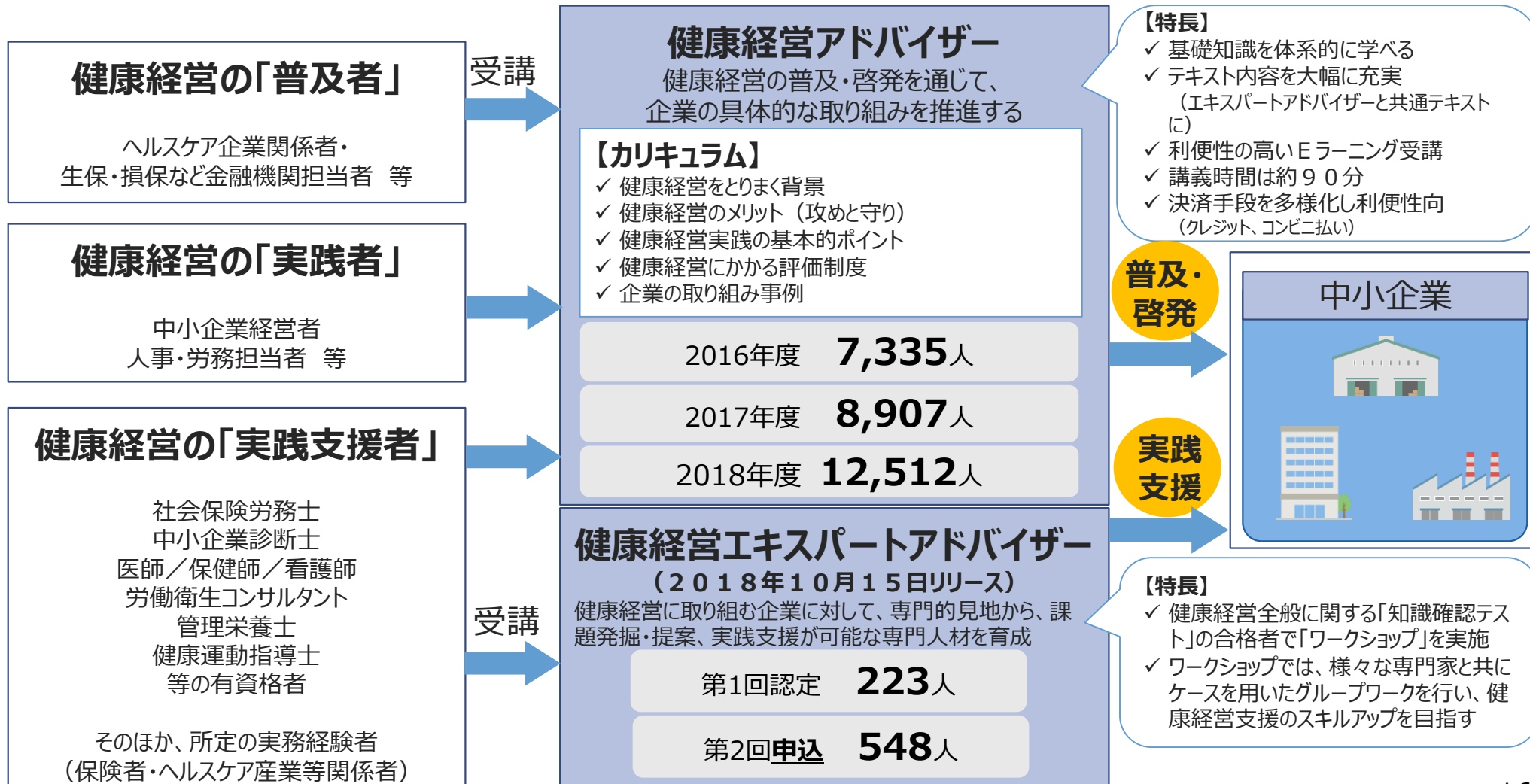
セッションの様子

アクションプラン2019を踏まえた取組

②健康経営を支える民間体制について

健康経営アドバイザー制度について①

- 東京商工会議所が2016年度に創設した健康経営アドバイザーは、2018年度1万人を超える登録数となった。
- 2018年度には更なる実践支援が可能な専門人材として健康経営エキスパートアドバイザーを設立。



健康経営アドバイザー制度について②

- 2019年2月に第1回の健康経営エキスパートアドバイザーを認定。
- 希望する認定者については、2019年7月17日より東京商工会議所・健康経営倶楽部のサイトにて、都道府県別に認定者情報の掲載を開始。
- アドバイザーの支援を希望する企業や健康経営の推進を図る地方自治体等による活用を想定。また同時に、サポートが足りていなかった地域を見える化することで今後アドバイザーが増えていくことを期待。

健康経営エキスパートアドバイザー一覧



都道府県名をクリックすることにより、健康経営エキスパートアドバイザーの情報を閲覧することができます。

北海道地方

北海道

東北地方

青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

関東地方

茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県

氏名・所属	HP	保有資格	コメント
とうしょう たろう 東商 太郎1 東京商工会議所		労働衛生コンサルタント 社労士 中小企業診断士 社労士	健康経営アドバイザーは、健康経営の必要性を伝え、実施へのきっかけを作る人材を育成するための研修プログラムです。
とうしょう たろう 東商 太郎2 東京商工会議所		中小企業診断士 社労士	健康経営アドバイザーは、健康経営の必要性を伝え、実施へのきっかけを作る人材を育成するための研修プログラムです。

とうしょう たろう

東商 太郎

東京商工会議所

東京都

《資格》

中小企業診断士
社労士

《コメント》

健康経営アドバイザーは、健康経営の必要性を伝え、実施へのきっかけを作る人材を育成するための研修プログラムです。

【掲載情報】

氏名、ふりがな、所属

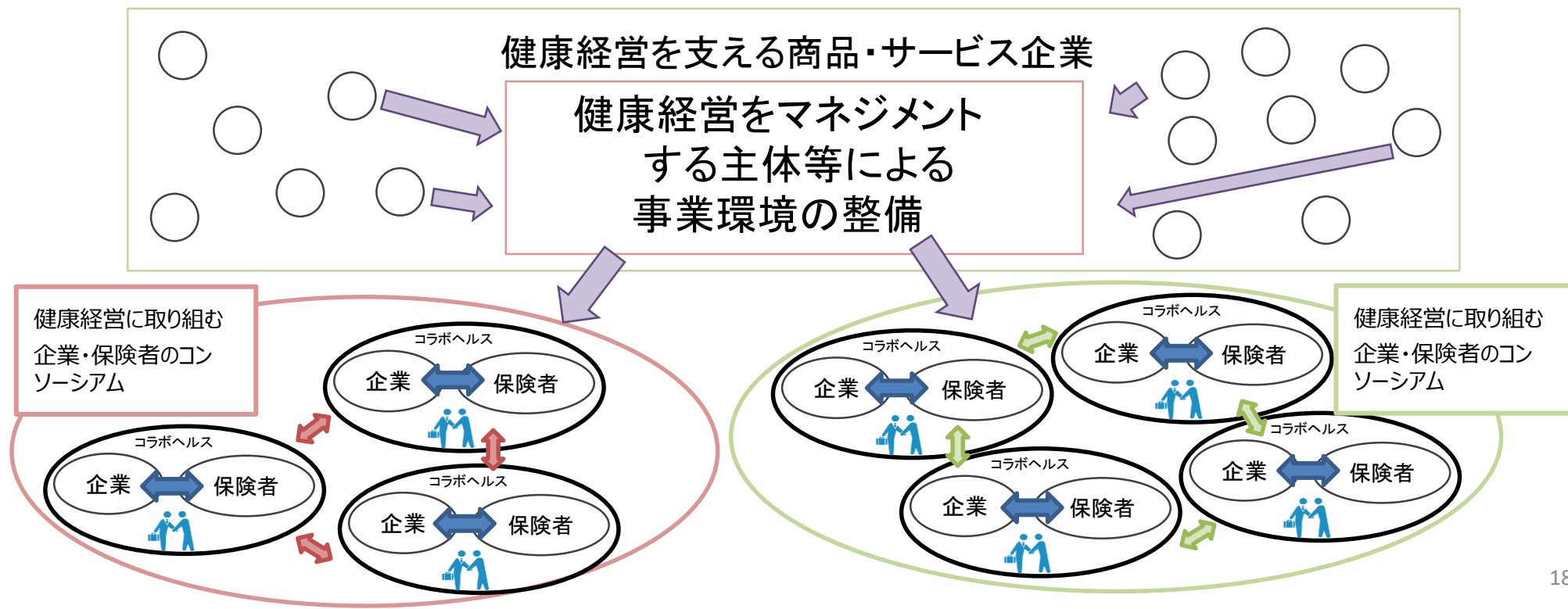
ホームページへのリンク

保有資格（アドバイザー除く）

コメント

- 主に大企業における健康経営の更なる普及と質の向上のため、以下の二つの取組を検討。
 - ① 健康経営をマネジメントする商品・サービスのうち、近年参入企業が拡大している健康経営をマネジメントする主体について、こうした企業の状況を把握し、マネジメント業務の品質向上に向けた自主的な事業環境の整備を行っていくことを促す。こうしたマネジメント主体が中核となることで、健康経営を支えるサービス等による企業経営等への効果やインパクトについて評価・分析を行う実証フィールドの場の醸成や、健康経営に取り組む企業や保険者への効率的な事業展開などが期待される。
 - ② 複数の企業・保険者間のコンソーシアムで必要な情報・データの共有を行うことができるよう、実証事業の在り方を検討する。

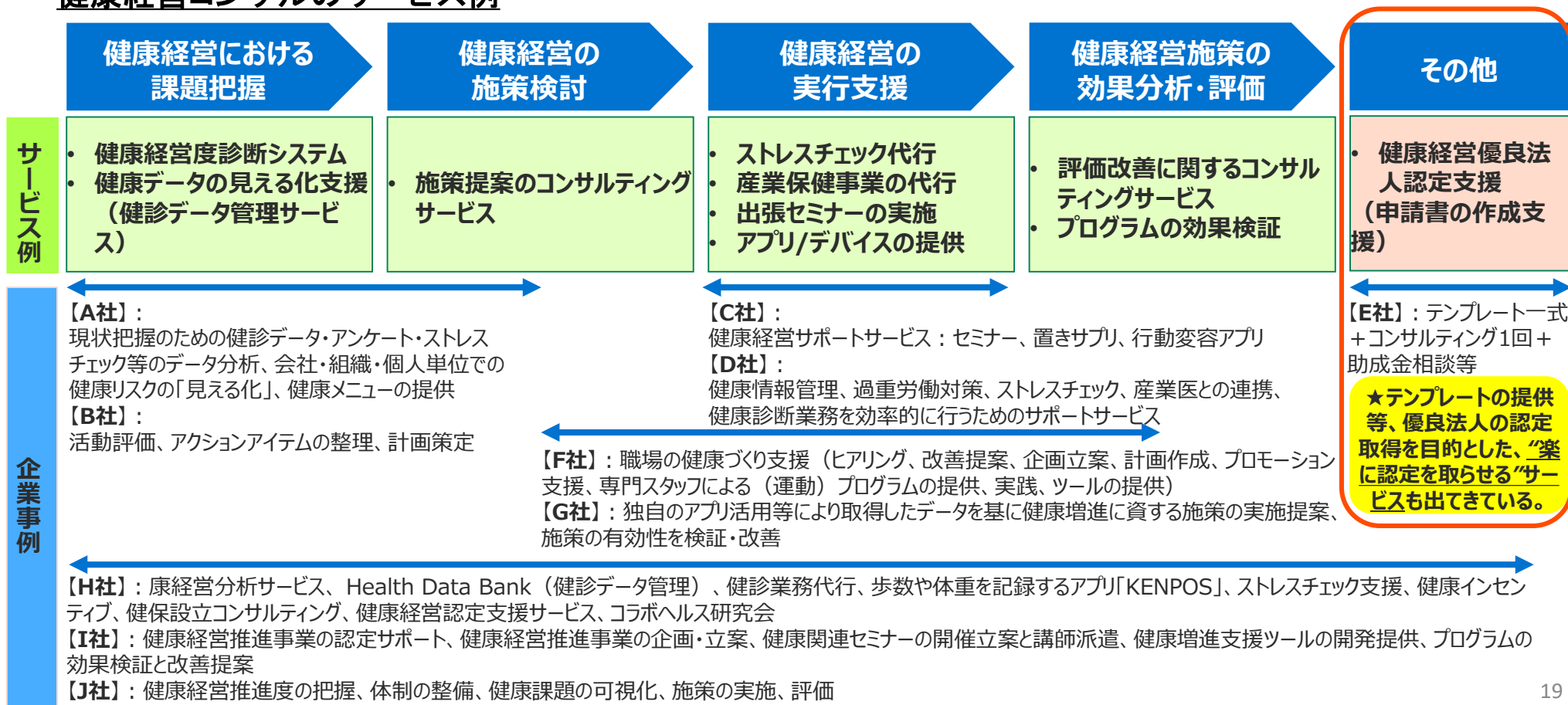
＜健康経営をマネジメントする主体を中核とした連携のイメージ＞



健康経営をマネジメントする主体等に関する状況把握

- 企業や保険者が進める健康経営をマネジメントする主体のマネジメント業務の品質向上に向けた自主的な事業環境の整備を行っていくべく、今年度、現在ある健康経営マネジメント主体を洗い出し、アンケート調査やヒアリング等を通じて、具体的なサービス内容や支援する健康経営に取り組む企業の傾向、健康経営マネジメント主体における品質基準について把握する。
- そのうえで、健康経営マネジメント主体における品質基準の素案を作成。今後、それをもとにした健康経営をマネジメントする主体による自主基準や民間認証に期待。

健康経営コンサルのサービス例



エビデンスに基づく政策の促進

- 令和元年6月21日に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、エビデンスに基づく政策を推進するため、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するための実証事業の必要性が確認された。
- 企業間や保険者間における必要な情報やデータの共有などの効率的な健康経営も対象となりうる。

3. 疾病・介護の予防

③エビデンスに基づく政策の促進

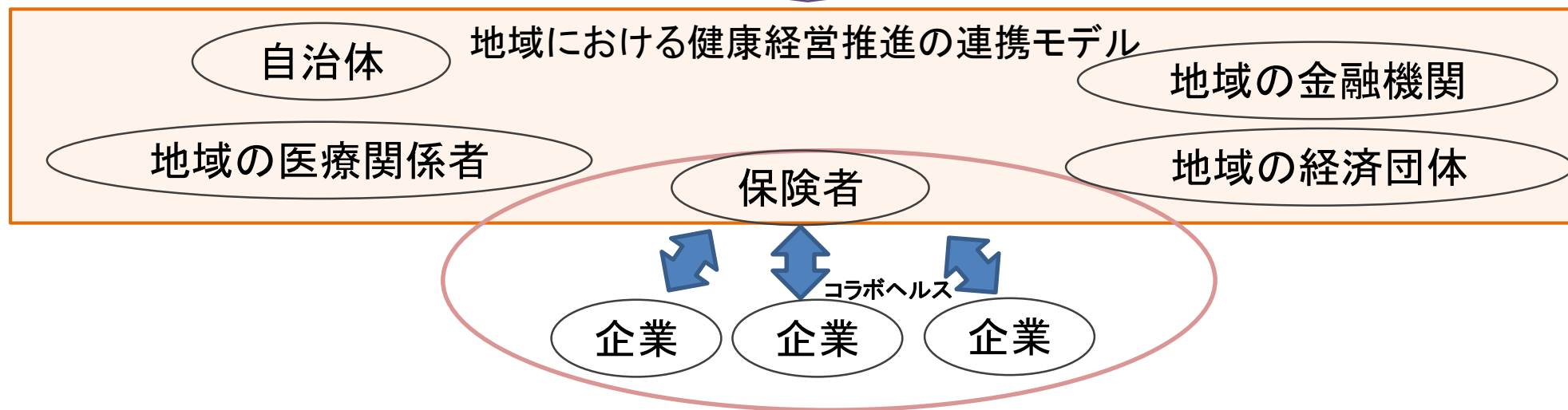
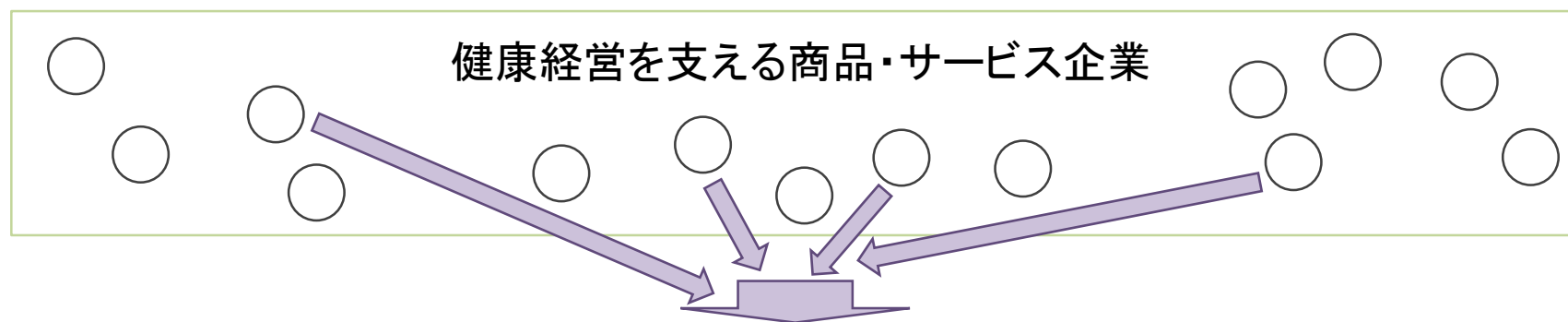
上記①や②の改革を進め、疾病・介護予防に資する取組を促進するに当たっては、エビデンスに基づく評価を取組に反映していくことが重要である。このため、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う。

その際、統計学的な正確性を確保するため、国が実証事業の対象分野・実証手法等の基本的な方向性を定めるとともに、その結果を踏まえ、保険者等に対して適切な予防健康事業の実施を促進する。

※ ①は「疾病予防の促進について」、②は「介護予防の促進について」

今後の民間連携に対する期待（中小企業健康経営）

- 他方、中小企業においては、これまでと同様に企業と保険者とのコラボヘルスを中心に、健康宣言事業などを通じた情報やノウハウが企業に共有されることが期待される。
- 特に、保険者と自治体や地域の経済団体、医療関係者、金融機関などが地域の健康経営の普及に向けた連携を図っていくことが、健康経営の実践を促し、各地に展開していくうえで重要。
- 既に保険者と関連団体・企業などとの連携が進んでいる地域もあるが、経済産業省としても既存の連携などの事例を整理し、保険者や自治体等へ提供するとともに、地域版次世代ヘルスケア産業協議会の枠組みを活用した各地域内での連携の促進や厚労省において検討されている地域職域連携の取組との連携などを進めていく。

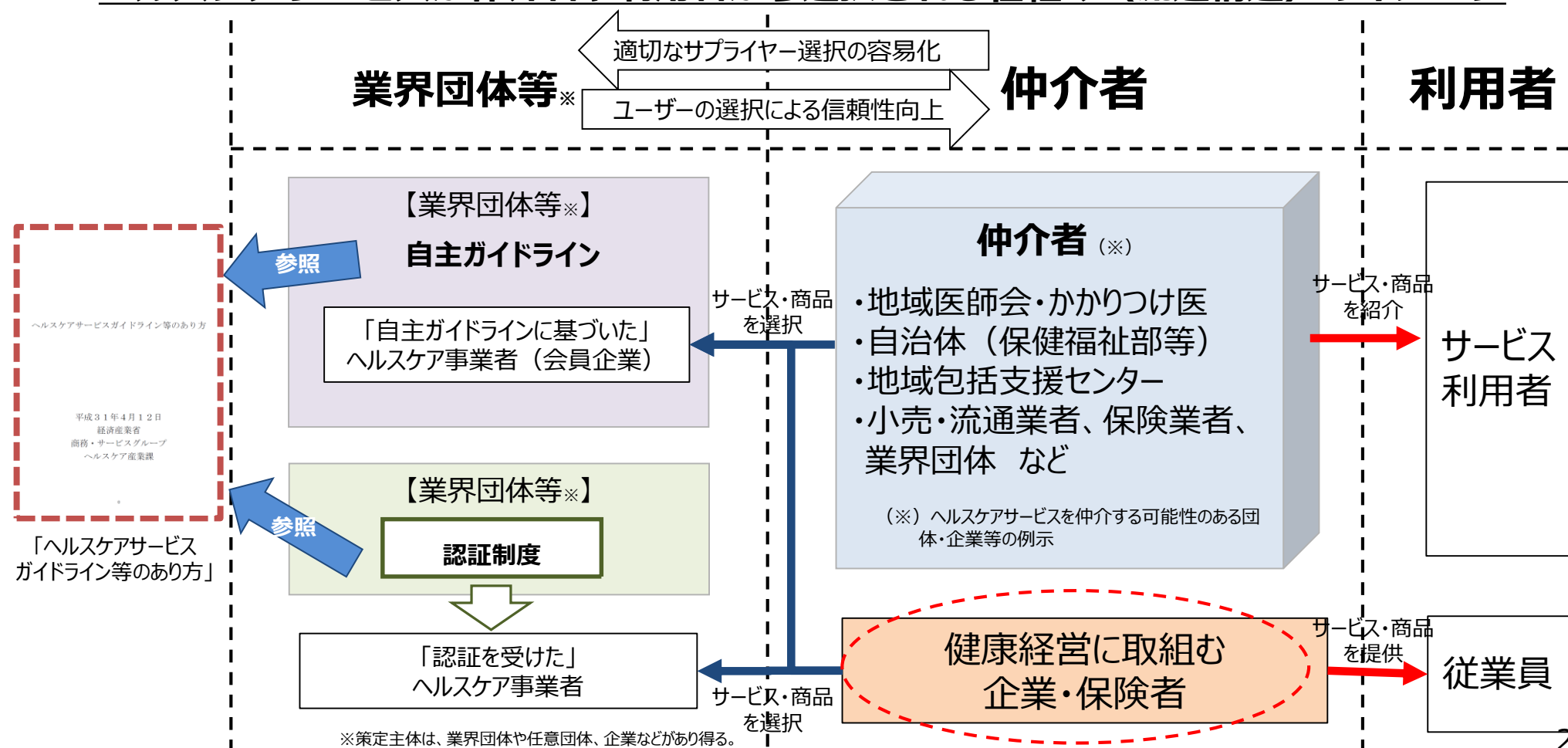


アクションプラン2019を踏まえた取組
③健康経営における公的保険外サービスの活用

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の位置づけ

- 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」は、ヘルスケアサービスを提供する事業者が属する業界団体が自主的に策定するガイドライン等に対してあり方を示すもの。
- 業界自主ガイドライン等に基づき一定の品質が確保されたヘルスケアサービスが、仲介者に選択されることにより、利用者（消費者）が安心してサービスを利用できる環境の整備を図っていく。

ヘルスケアサービスが仲介者や利用者から選択される仕組み（流通構造）のイメージ



「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」＜概要＞

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の概要

- 策定の背景：①業界団体と仲介者との間（いわゆるB-B）における望ましい流通構造の構築
②ヘルスケアサービスの品質評価の仕組みの構築
- 指針の対象：業界団体が策定する業界自主ガイドライン等
- 指針の内容：業界団体が業界自主ガイドラインを策定・改定する際に踏まえるべき観点をまとめたもの

◆業界自主ガイドライン策定において踏まえるべき3つの観点

透明性…指針5.（ア）

- ・透明で中立的な場における議論等を経て、策定及び公表されるべき
- ・社会的責任に関わる情報（倫理規程や利益相反規程等）の策定や開示を求めるべき

客観性…指針5.（イ）

- ・事業者が自身のヘルスケアサービスによる健康の保持増進や介護予防の効果（安全性に関するものも含む。）を関係法令等を遵守した上で提示する場合、その効果の裏付けとなる根拠を開示する体制の整備を求めるべき
- ・根拠については、用語の定義や情報源、対象者、測定方法等を明確に示すことで、健康の保持増進や介護予防の効果の信頼性を確保することを求めるべき

継続性…指針5.（ウ）

- ・継続性を示すため、人的資源や財務基盤がどの程度用意されているのかを示すことを求めるべき
- ・サービスの提供を中止する場合に備え、当該サービスの補償や事業者における対応等を事業者が利用者と契約締結前に明らかにすることを求めるべき

◆健康寿命の延伸に資する基本的な考え方

- ヘルスケアサービスが健康寿命の延伸に寄与するという妥当性を仲介者や利用者に示す上で、その前提となる「健康寿命の延伸に資する基本的な考え方」を例示

考え方の例：①病状遷移のフロー図 ②健康日本21（第2次）概念図、栄養・運動・こころの健康・高齢者の健康の目標設定の考え方
③認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供（新オレンジプラン） ④高齢者の保健事業の目標設定の考え方
（高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン）等

- 「健康寿命の延伸に資する基本的な考え方」を踏まえたヘルスケアサービスの活用が促進され、健全なヘルスケア産業の発展に資することを期待

ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業（補助事業）について

- 本事業では、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」（以下「指針」という。）を踏まえたヘルスケアサービスに関する業界自主ガイドラインや認証制度を策定するための取組を支援し、継続的なヘルスケアサービスの品質評価を可能とする環境整備を図る。

【本事業の趣旨】

ヘルスケアサービスを提供する事業者が属する業界団体等において、指針を踏まえた業界自主ガイドライン等の策定・改定を行う際に必要な費用を補助します。

<間接補助事業者>

・業界団体

<補助対象とする主な費用（例）>

・業界自主ガイドライン等策定・改定に係る会議費用
・業界自主ガイドライン等策定・改定に係る調査費用
・業界自主ガイドライン等策定・改定に伴う、業界自主ガイドライン等の普及展開する際に必要な費用

※参考：「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/jisedai_health/pdf/008_s02_00.pdf

※採択件数・事業額等については、公募審査結果に応じ変更する場合がございます。

【支援事業について】

公 募 予 定：2019年7月頃

採択予定件数：4件程度

事 業 総 額：1事業あたり5百万円
（補助率 1/2）

実 施 期 間：交付決定日（2019年9月頃）
～2020年2月28日まで

【事業スキームについて】

経 済 産 業 省

（申請） ↑ ↓ （補助）

補助率：10/10

株式会社シード・プランニング
（事業管理事務局）

（申請） ↑ ↓ （補助）

補助率：1/2

間接補助事業者（業界団体）

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の今後の取組について

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を普及促進するための今後の取組

【業界団体に対する取組】

- ①業界団体に対する「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の周知・説明
- ②業界自主ガイドラインの策定支援補助金（7月中に公募予定）
- ③「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえた業界自主ガイドラインのリスト化
- ④本指針を踏まえた業界自主ガイドラインに対するロゴマークの付与（7月中より付与開始予定） など

【仲介者に対する取組】

- ①仲介者（団体）等に対する「ヘルスケアサービス等のあり方」の周知・説明
- ②業界自主ガイドラインリストの周知 など

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に関する情報サイトについて

- 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に関する詳細な情報をまとめたサイトを以下のURLに公開。

https://www.meti.go.jp//policy/mono_info_service/healthcare/index_2.html

- 業界団体等は「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の遵守を自己宣言し、登録すること。ロゴマークの利用をすること等が可能。



「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」について

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の目的

経済産業省では、利用者が安心してヘルスケアサービスを利用できる流通の仕組みを整え、継続的にヘルスケアサービスの品質を評価できる環境整備を図るため、ヘルスケアサービスを提供する事業者の属する業界団体等が策定するガイドラインや認証制度（以下「業界自主ガイドライン等」という。）のあり方を提示するために「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」（以下「本指針」という。）をまとめました。

本指針は、ヘルスケアに関係する業界団体等が業界自主ガイドライン等を策定・改訂する際に踏まえるべき指針としてまとめたものであり、本指針を踏まえた業界自主ガイドラインに基づいた事業者が地域包括ケアシステム関係団体や企業、健康経営に取り組む企業等（以下「仲介者」という。）より適切に選択される環境を整備することによって、健全なヘルスケア産業の発展に資することを目的としています。

アクションプラン2019を踏まえた取組

④健康情報活用による行動変容等

背景

- 生活習慣病等の増加に伴い、個人の日常生活の重要性が高まり、**疾患の予防・進行抑制や疾患との共生**が求められ、発症前・治療後の日常生活データ活用によりアウトカム向上を目指す**パッケージ型ヘルスケアソリューション**創出の重要性が高まる。
- IoT、ビッグデータ等の技術革新により**新たなデータ項目の活用が可能**になりつつあり、従来は医療現場において十分に活用されてこなかった新たなデータを含めてデータを活用することで患者の総合的な状況を把握することが重要である(IoBMT*)。
- ヘルスケアITビジネスに対する**国内投資は拡大の余地**がある。(米国は日本の100倍、欧州・中国は日本の15倍というデータも)

*IoBMT (Integration of BioMedical Things)

- 民間投資の活性化により、国内に豊富に存在する健康・医療情報が、民間においても安全かつ効率的に活用され、医療の質を高めるイノベーションを実現する。**
- 実現したイノベーションが**国民・患者や医療関係者に具体的なメリットとして還元される**ことで、健康・医療情報の利活用に對する国民・医療関係者双方の理解が促進される。

課題

(1) 医療関係者と民間企業の協力促進

医療関係者と事業者の協力により、エビデンスに基づくサービス開発が求められるが、医療分野の特殊性により協力が進みづらい。

①医療関係者と民間企業の相互理解の促進

個人情報保護、セキュリティや倫理などの面で、医療分野特有の規範が存在するが、事業者がそれを体系的に理解する機会が乏しい。

医療関係者は、IT分野の知識に乏しいことが多く、協力するにあたり信頼できる事業者を見分けることが困難。

②健康・生活情報の活用に係る先駆的な先行事例の創出

健康・生活情報を活用することによる付加価値が明らかにならなく、医療関係者が協力のメリットを感じづらい。

③公的な研究開発プロジェクトの成果の民間を含めた活用

IoT等活用行動変容促進事業等、AMED等で実施されている研究開発プロジェクトの成果を民間でも活用できるような取組が必要。

(2) ヘルスケアIT分野への投資活性化

日本では、健康・医療分野のビジネスとその他のビジネスの独立性が比較的高く、健康・医療分野への投資に関する意思決定に有用な情報やネットワークを得る機会が乏しい。

具体的対応

i. 研修の場・認証制度の創出

健康・医療分野への参入を検討する事業者向けの倫理・規制等に係る研修の場や、事業者の信頼性を客観的に示す認証制度が民間において提供されるよう、求められる要件を示す。

ii. パッケージ型ヘルスケアソリューションの創出・実証事業の実施

既存の治療法と従来取得可能なデータ(日常生活データ等)とを組み合わせ、パッケージで提供するサービスのエビデンスの構築を支援する。

iii. 公的プロジェクトの成果の社会実装

AMED事業等で構築された成果を、民間を含めて活用可能とするための運用方法等について、IoT活用行動変容研究事業を例に検討。

iv. ネットワーキング支援

ベンチャー等のワンストップ窓口(通称：イノハブ)の設置や、国際イベントであるWell Aging Society Summit の開催を通じて、ヘルスケアビジネスのネットワーキングを支援。

その他の議論(今後議論を深めるべき課題)： ①医療情報の利活用における公共性に関する理解増進について

②IoT・AI等の技術の活用促進に向けた課題整理について

事業化段階に応じた信頼性醸成のための課題と対応

- 事業・サービス企画段階、製品開発・高度化段階、普及・拡大段階それぞれのフェーズで、非医療機関が医療機関等からの信頼を醸成するための課題や対応策が異なるため、これに応じた施策を行うことが必要。

フェーズの移行

事業・サービス企画段階

事業者のニーズ

健康・医療分野での事業を企画するにあたり、最低限必要な知識を習得したい。

課題

事業構想に必要な知識が複雑化しており、習得に時間がかかる。

事業者が医療分野の倫理や規制など、医療分野でのビジネスを構想し、開発に着手するために必要な知識を体系的に学ぶ機会に乏しい。

施策方向性

研修の実施

施策目的

- 医療分野に携わるのに必要な基本原則に対する認識や知識の習得を促すための対応（研修等）が必要
- 医療分野に初めて関わる事業者等において、必要最低限の知識等を習得する研修環境を整備することで、医師等とのコミュニケーションを促進し、信頼性を向上

JEITAにおいて、7月に検討委員会を立ち上げ。研修素材や今後の普及啓発に向けて9月までに計4回検討委員会を開催予定。

製品開発・高度化段階

特定の医療関係者と密にコミュニケーションをとり、協同してサービス開発・効果検証等を進めたい。

医療関係者と事業者の倫理面等の認識に差がある。

普及・拡大段階

サービスの普及・拡大にあたり、多数の個人・医療関係者に対して、自社の信頼性を示したい。

事業者が展開するサービス内容によっては、既存の認証制度では、対象事業者・取得基準等にギャップがあるケースがあり、信頼性を客観的に示しにくいことが生じる

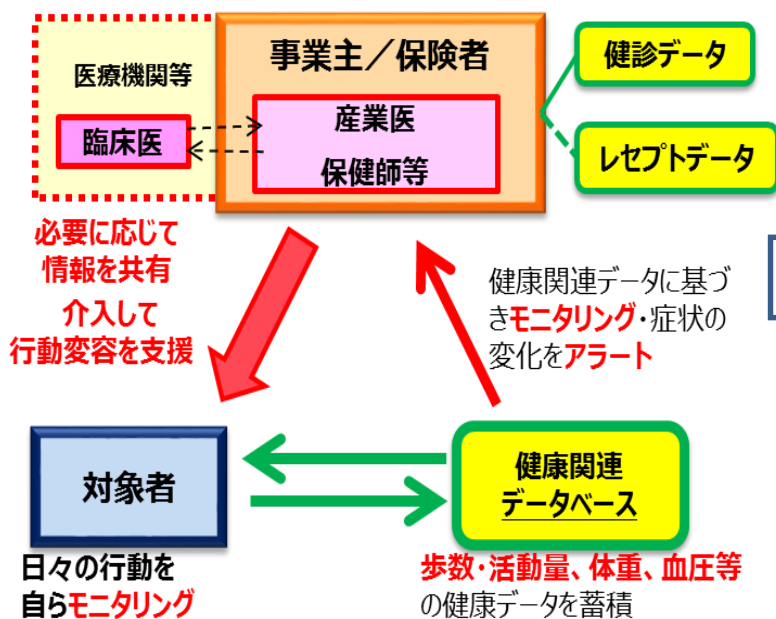
認証制度の創設

- 事業者が個人が管理する医療情報を取り扱うヘルスケアサービスなど、医療情報の取り扱いや業務範囲に応じ、求められる対策を講じていることを示すことが可能
- 医療機関等は、非医療機関等との協力関係を形成しやすい

パッケージ型ヘルスケアソリューションの創出に向けた取組

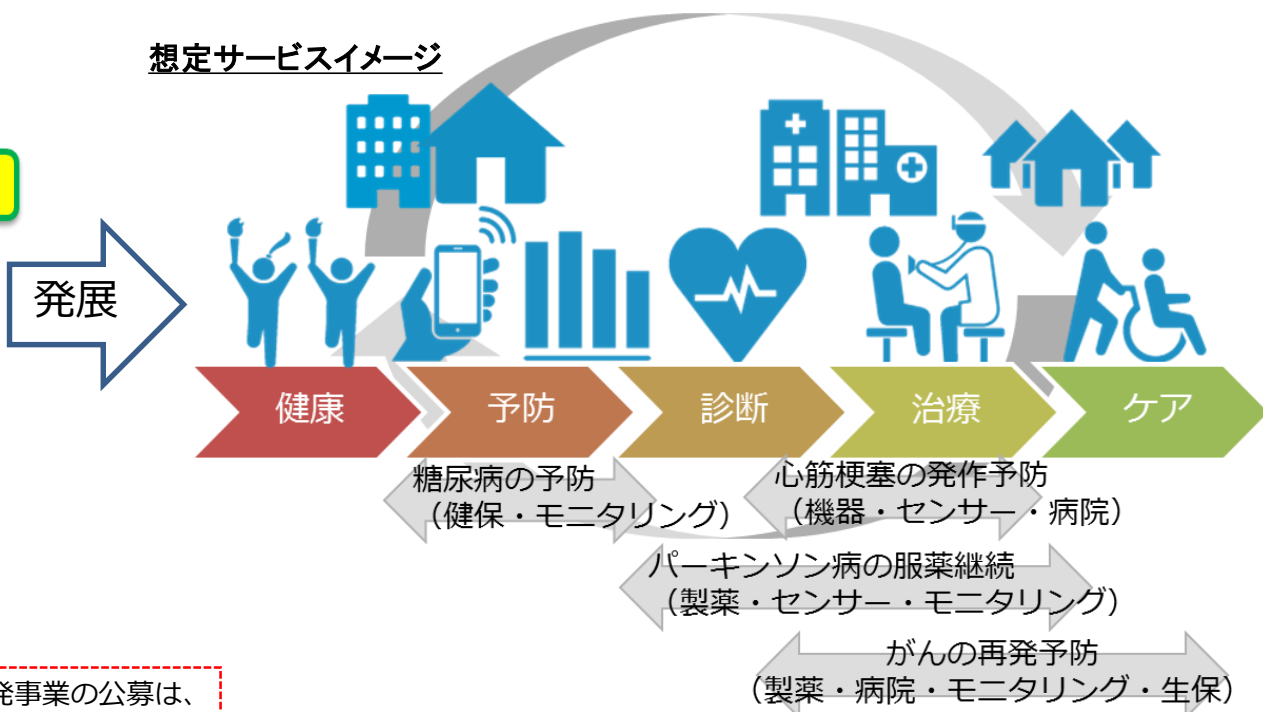
- 国内の疾患に占める内因性疾患の割合が高まる中、治療の場は病院から生活の場に広がり、患者を中心としたケア全体で治療成果向上を目指す方向にシフト。グローバルでも製薬メーカー・医療機器メーカー等は、薬・医療機器単体を提供するビジネスモデルから、予防・モニタリングを含めてヘルスケアソリューションを提供するビジネスモデルへ転換。
- この転換を加速すべく、医薬品／医療機器メーカーやITベンダー等と医療現場が統合したソリューションを提供することで、患者／病院／民間保険／医療保険者等にとってより高い価値（治療継続率の向上、入院日数の低減、職場復帰率の向上等）を提供することを開発・実証するプロジェクトを開始する（現在糖尿病分野で実施しているIoT活用行動変容促進事業の発展）。

（行動変容促進事業：イメージ）



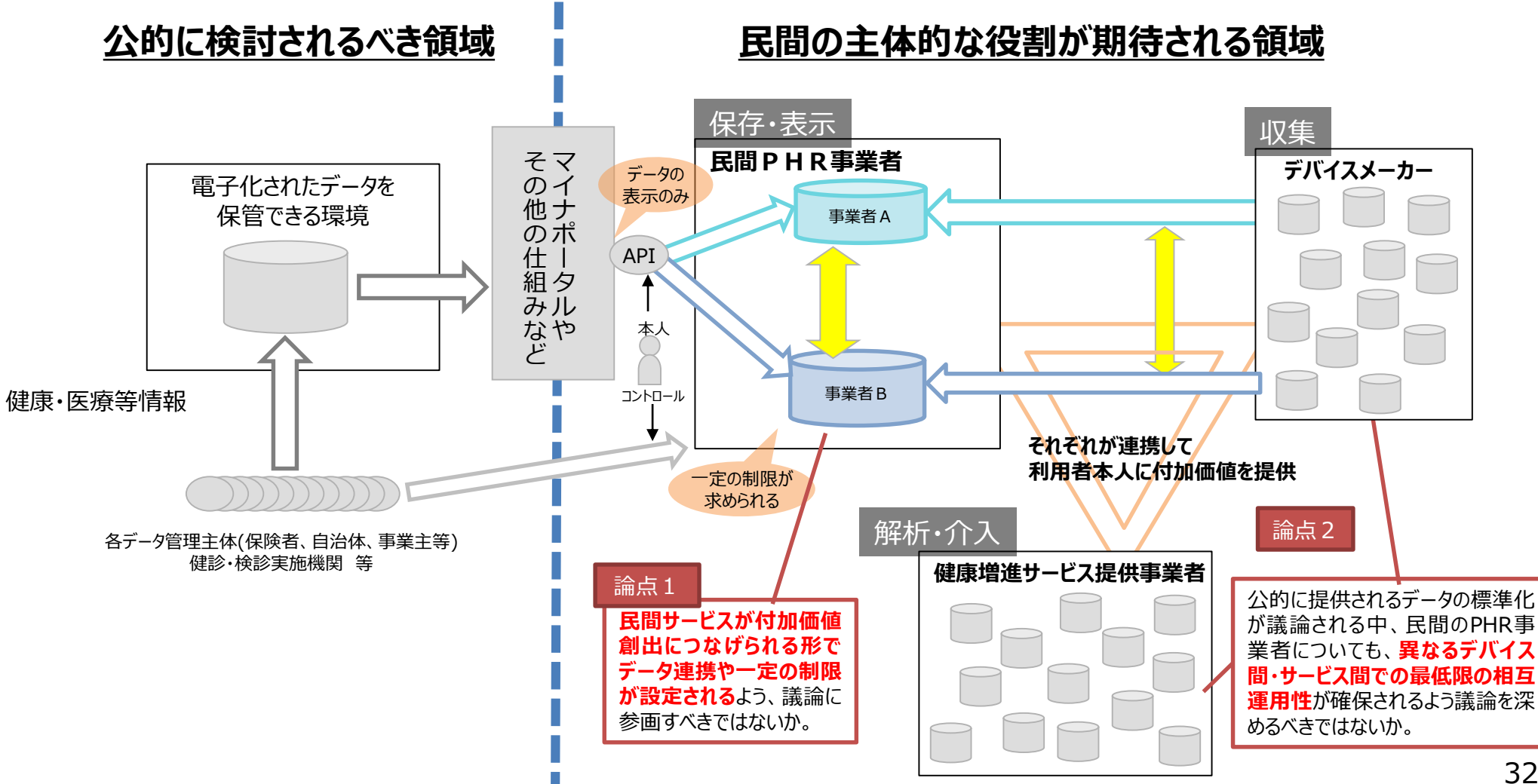
※2019年度「IoT等活用行動変容研究事業」に係る研究開発事業の公募は、7月9日（火）～8月8日（木）の日程で募集中。
https://www.amed.go.jp/koubo/05/01/0501B_00110.html

想定サービスイメージ



公的な P H R の利活用を通じた新事業創出に向けて（案）

- 個人へのデータ提供について、来年度から特定健診データ、乳幼児健診データ等をマイナポータルを活用して提供を開始を目指すとともに、令和 3 年10月請求分から、薬剤情報のデータの提供を開始することを目指す。
- 上記以外の健康・医療等情報についても、PHRとし活用できるように議論する検討会を、厚労省が関係省庁と連携して立ち上げる予定。その議論と連携する形で、民間においても相互運用性の確保やデータ連携の在り方、健康・医療等情報を取り扱う事業者等に求められる要件（セキュリティ等）などに関して議論が進められるべきではないか。



参考

次世代ヘルスケア産業協議会の位置づけ

健康・医療戦略推進本部

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官及び健康・医療戦略担当大臣

本部員：その他国務大臣

- ・健康・医療戦略の案の作成及び実施の推進
- ・医療分野の研究開発の司令塔機能の本部の役割
 - 医療分野研究開発推進計画の作成及び実施の推進
 - 医療分野の研究開発関連予算の総合的な予算要求配分調整 等

政策的助言

本部令第2条

医療関係機関・産業界等の有識者
・健康・医療分野の成長戦略
・医療分野の研究開発の出口戦略
等に関する専門的助言

健康・医療戦略参与会合

専門的調査

本部令第1条

医療分野の研究開発に関する専門家で構成
・医療分野研究開発推進計画の作成及び
実施の推進に関する調査・検討

健康・医療戦略推進専門調査会

健康・医療戦略推進会議

本部令第2条

議長：健康・医療戦略担当大臣

議長代行：健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府副大臣

副議長：健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府大臣政務官及び
内閣総理大臣補佐官（健康・医療戦略室長）

構成員：関係府省局長クラス

次世代ヘルスケア
産業協議会

創薬支援ネットワーク
協議会

次世代医療機器
開発推進協議会

ゲノム医療実現
推進協議会

次世代医療ICT
基盤協議会

健康・医療戦略
ファンドタスクフォース

医療国際展開
タスクフォース

内閣官房 健康・医療戦略室

➢ 事務局機能 ※次世代医療ICT基盤協議会の事務局機能は健康・医療戦略室とIT総合戦略室が担う

※次世代医療機器開発推進協議会、健康・医療戦略ファンドタスクフォース及び次世代ヘルスケア産業協議会の事務局機能は経済産業省が担う

※健康・医療戦略：健康・医療戦略推進法に基づき定める、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策の大綱

「健康・医療戦略推進法」(以下、「推進法」)に即した柱立てとし、**戦略の柱となる研究開発と新産業創出の基本方針を明確化**。

現行

次期

新設

2. 各論

- (1) 研究開発等
- (2) 新産業創出及び国際展開の促進等
- (3) 教育の振興・人材の確保等
- (4) データ利活用基盤構築・ICT利活用推進

2. 基本方針

- (1) 研究開発
- (2) 新産業創出及び国際展開の促進

3. 具体的施策

- (1) 研究開発
- (2) 新産業創出及び国際展開の促進
- (3) 研究開発・新産業創出等を支える基盤的施策(データ利活用基盤、人材等)

課 題

検討の方向性

以下に対応しつつ、引き続き、AMEDを核とした産学官連携による**基礎から実用化まで一貫した研究開発の推進と成果の実用化**を図る。

- 統合PJを構成する各省庁の予算について、**継続的かつ統一的なエビデンス**に基づいた**戦略的かつ効果的な配分**を行っているとは言えない。
- データの基盤構築・利活用、ゲノム・遺伝子医療、中・高分子医薬やDDS等本来、**疾患横断的に活用しうるモダリティ等**(技術・手法)の開発が、疾患別の統合PJにより**特定の疾患に分断**されている。
- 研究開発の推進の視点が、**モダリティ等の選択や特定疾患への展開にとどまり、結果として診断・治療研究に偏っている**。
- 関係省庁・機関が持つ**エビデンス**(研究者等への調査、論文調査、海外動向等)を分析した上で、**重点化する領域等を抽出**。
- 疾患を限定しない**モダリティ等の統合PJ**に集約することにより、**新たな医療技術等を様々な疾患に効果的に展開**。
- 開発目的(予防／診断／治療／予後・QOL)にも着目した、**健康長寿社会の形成に向けた健康寿命延伸という目標のために最適なアプローチ**を選択。

- **生活習慣や老化に伴う疾患の増加への対応のため、予防・健康管理等の公的保険外ヘルスケアサービス活性化**への期待が高まっているが、市場は発展途上。
- 健康・医療分野の**新たな技術やサービスを事業化するためのエコシステム**が未成熟。
- アジアに加え、急増する人口を背景に高い経済成長を遂げている**アフリカは潜在的市場として大きな魅力**があり、諸外国は積極的なアプローチを開始しているが我が国は不十分。
- **世界の医療需要の持続的増加が見込まれる中、我が国のプレゼンス向上が必要**。
- **公的保険外ヘルスケアサービスの需要喚起(健康投資の裾野拡大等)、供給環境整備(サービスの品質評価の環境整備等)のための取組を拡充**。
- **ベンチャー等によるイノベーション創出の支援強化、社会実装のための官民連携促進**などによる民間投資促進と健康・医療産業の競争力向上。
- アジア健康構想を推進するとともに、**アフリカの実情を踏まえた形で我が国のヘルスケア関連産業を展開すべく「アフリカ健康構想」を立ち上げる**。
- **医療の国際展開、医療インバウンド及び訪日外国人への適切な医療提供を一体的に推進**。

研究開発、新産業創出等を共通的に支える、**データ利活用基盤の構築・利活用、人材の確保・育成等**を引き続き推進。